

通勤手当がオーバー！ どうしよう？

定期代が[通勤手当]の上限金額を超えるけど、「差額は自分で払ってもいいから、ぜったい応募したい！」というような求人募集に出会ったことはありませんか？「勤務地が大阪市内で通勤手当の上限が2万円」というようなケースですね。

このような求人に応募する場合は、あらかじめ履歴書の希望欄などで差額を自己負担する意思があることを伝えましょう。たとえば、「**通勤交通費の内、手当の上限金額を超える部分については自己負担します**」。

応募者が10人以上だと、書類選考は「面接しなくていい人（＝不採用）」を選ぶステップになりがちです。通勤費用が上限を超えることもその理由になる可能性があります。そこで、あらかじめ上のように書いておけば、通勤費用を理由に書類選考で落とされることを防げるかも知れません。さらに、あなたの熱意も伝えられるかもしれません。

あきらめずに挑戦することはとても大切だと思います。ただし、ガムシヤラだけじゃなく、思いを上手に届ける工夫もしたいものですね。



もっと知りたい方は、 ➡

お気軽に職業相談窓口でお尋ねください。

「就活ワンポイント・レッスン」は、ハローワーク三田の就活支援セミナー「就職活動スタートアップ講座」から就活にちょっと役立つ情報を中心に上げて不定期で掲載します。セミナーはどなたでも無料で受講できます。希望される方は、総合案内(受付)まで。